



事前に質問を提出させ、質問側が質問書を掲げる
首相官邸の記者会見

地方自治体の真長パ
ーティスが自立時代だ。
1月には馳浩・石川県知事
が暴政を放った地元放送局
の映画の内容をまっかけ
に、記者会見に当該社の社
長の出席を求めたり、定例
の記者会見を取りやめたり
する事態となった。7月に
は広島安芸高松市の石丸
伸市長が会見で地元新聞
社を誹謗することも起きて
いる。いわば、会見の場を
自身の主張を一方的に開陳
する(できる)場であると
理解し、敵敵と認定したメ
ディアを攻撃する機会と捉
えているように見える。
これまで県内でも政治家
や政党が、記事内容に抗議
をするともに当該社の取
材を拒否したりすることは
あつたし、関西でも真長が
メディアに対し逆質問をし
て、やりこめることが普
通化する状況が起きて久し
い。東京では政党がとりわ
け選挙時に、政治的公平さ
を求めて放送番組内容に干
渉したり、出演を取りやめ
たりするなどの取材・報道
妨害を行うことは珍しくな

時評

(9月)

山田 健太

しかし、公的記者会見
を自らのパフォーマンスの
ために利用することは、か
つての「大本営発表」にも
通じるものであつて明らか
に問題がある。ただし残念
なことにネット上では「威
勢がよい真長」を支持する
声の方がむしろ大きいとい
え、それに政治家の側が後
押しされ、ますます勢いを
増しているようだ。
偶然ではあるが、先日当
欄に続き「会見」の在り方
が公的機関の一方的判断に
よつて左右されてしまつた危
険性をあらわしています。そ
の意味で、記者会見を記者
クラブが主催するのは重要
なことだと思います。
閉鎖性や非公開性、権力
側との癒着が、厳しい批
判の対象である「記者クラ
ブ」の存在を前提とした議
論に、違和感のある向きも
あつた。ただし、対公権力
との関係に圧倒的に弱い立
場にある報道機関が、互角
に対峙するための制度的な

記者会見の政治利用

公権力と報道は対等

表現の自由は市民の権利

を扱うことになり、
王主として、こぞは善え
ておきたい。あくまでもホ
ーントは、会見は取材先で
ある公権力側と報道側との
間の、対等な緊張関係のも
とで行われるものでなくて
はならないという点だ。
以前の97年見解では、公
的機関の記者クラブがかか
わる記者会見について、
「原則としてクラブ側が主
権する」としていたものを、
新見解では、ネット社
会到来という時代状況等を
踏まえ公的機関が主催する
記者会見を一律に否定しな
いことに変更した。しかし
その見解では、「クラブ側出

席着、時期、場所、時間、
回数など、会見の運営に主
導的にかかわり、情報公開を
働きかける記者クラブの存
在理由を具体的に形で内外
に示す必要がある」と指摘
している。
悪しき慣習
本来は、会見の場で政治
家が一方的に自説を開陳
し、質問を受け付けなかつ
たか、特定の記者(社)の出
席を拒否したり質問を認め
なかつたりするといった行
為は許されるものではない。
ただし残念ながら本誌は、
会見を美質的に政治家の側

が立つ政治家は、会見の場
で記者をやりこめること
で、自分の主張を正当化し
ながら、こうした「画
」を利用し有権者へのア
ル効果を狙つような会見の
使い方は問題視している。
少し異なる文脈だが、放
送法で定められた政治的公
平性の政府解釈で、公平か
どうかを判断するのは政府
であるとしているが、これ
も放送局に、違法でないこ
とを公権力に対して説明す
る責任を負わせるという意
味で、運用する考え方をあ
る。一般的な学説では倫理
規定であるといわれており、

法が求めているのは「視聴
者に対する約束事」であつ
て、放送局の説明義務は公
権力ではなく市民に対して
のものだ。
報道機関の課題
同様に、近年は国会参事
のなかで真相が、「私にも
言論の自由がある」と言つ
た時代ではあるが、会見パ
ーティスを行う真長も、
それが自身の表現の自由の
行使であると思つている節
がある。しかし表現の自由
は市民の権利であつて、政
府はあくまでもそれを保障
する役割であつて、個人と
同じ意味での表現の自由
は、政府にはない。
もちろん、公権力である
教師が教授の自由として、
講義で自説を述べることに
は、政府がククマン
接種を奨励する本報を行つ
たり、原簿推進の政策メッ
セージを発信したりするよ
うな、「政府言論」は存在
する。ただしこれも無制
約に認められているわけ
ではない。政府や政治家が、
中継(とりわけネット生配
信)でする表現行為は、憲
法で保障されている自由な
ものであるといつたことだ。
したがつて報道機関は、
会見の場面で真長に配慮す
る義務はないし、もし説明
するのであれば自身の媒体
で、市民向けに説明するこ
とになる。とりわけ今日に
おいて、報道機関員にも
「見える化」が求められて

おり、取材過程の可視化は
課題だ。政治家に対してき
ちんと対峙し、市民代表と
して真つた質問と真実性
の追究をしているが、事件
・事故の取材で市民に対し
て横柄な態度をとつていな
いかなど、社会から求めら
れていることを十分に意識
し、個々のジャーナリスト
が、その社会的責任を果た
す必要がある。
報道過程の可視化として
は、記者の名前を表記する
こと(署名記事)や、覆写
真を掲載することなどが行
われてきている。これらは
新聞と読者との距離を縮め
るための方策でもあるが、
これも報道機関の説明責任
の取り方の一つであり、ま
さに信頼関係の醸成のため
といえるだろう。
会見における政治家のハ
ーティスを許している
のは、一般市民のネット上
の喝采であるが、もし報
道機関の真長に対する選
があるとしたら、それは読
者・視聴者の期待を裏切る
ことだ。あるいは会見と同
席するケーブルテレビのい
じめ、に対して見と見ぬ
りをする報道機関に、知
権利の代行者を語る資格は
なかつた。
(専修大学教授・言論誌)
(第二土曜掲載)
◇
本誌載の過去の記事は本
紙のウェブサイトや「風かな
風」「見聞塔からつと」
(いずれも田畑書店)で読
めます。
考案集は1月1日付の
表紙で。
原稿は400字詰
用紙の縦書き。手書き
合、黒の万年筆かペン
を使つ。パソコンを使
合、A4判横書き1枚
り20字×20行で縦書き

十評
郭が
あいま
にな
シの
喚起
力に
書ん
考・
宮城
隆平
集

不快な季節

雨は私を避けるよ
降り出した
柳でどかした眞
酒の落ちるのは
昨夜 嘔吐し忘れ

誰かの守り唄が
雨をなだめずなす

暗闇に安堵して
小さな体を広げる
けたたましい音が
夜空に咲いては散
より一層 孤独の

真つ赤な花なる狂
貴い花ならスミシ

八月を彩つた美し
ひつひつ
闇に墮ちてゆく
真実をこらした私
輪郭を削しながら